

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付します。

## 1. 住民税非課税世帯に対する給付金

**対象世帯に確認書を送付しています（要返送）**

### 【支給対象世帯】

基準日（令和3年12月10日）時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯。

### 【手続方法】

対象世帯に確認書を2月18日（金）から順次送付しています。確認書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒に入れてご返送ください。

【受付期間】 確認書の発送日から3ヵ月以内

## 住民税非課税世帯と家計急変世帯に 対する給付金の共通事項

- 給付金額は1世帯あたり10万円です。
- 1世帯につき1回限りの給付で、住民税非課税世帯と家計急変世帯に対する給付金を重複して受給することはできません。
- 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、給付金の対象外となります。

## 新型コロナウイルス感染症対策のため 窓口の混雑回避にご協力をお願いします

- 確認書は同封の返信用封筒で郵送してください（切手不要）。確認書の書き方など不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先まで。
- 市役所1階ロビーに事前予約制の作成支援コーナーがあります。予約のうえご利用ください（当日予約不可）。予約は市臨時特別給付金担当（☎38・7007）まで。  
※ 予約なしで来所される方は長時間お待ちいただく場合があります。

### 【お問い合わせ先】

- ◎ 市臨時特別給付金担当 ☎38・7007（コールセンター受付：午前9時～午後5時15分、平日のみ）  
FAX 32・3738 / Mail: kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp
- ◎ 内閣府コールセンター ☎0120・526・145（受付：午前9時～午後8時、土日祝含む）

## 2. 家計急変世帯に対する給付金

**対象世帯からの申請が必要です**

### 【支給対象世帯】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税水準以下となる世帯。

世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月から令和4年9月までの任意の1ヵ月収入を12倍）が住民税非課税水準以下であるかどうかで判定します。

## 住民税非課税水準となる給与収入の例

单身または扶養親族がない場合 93万円

配偶者または扶養親族1名を扶養 137万8千円

※ 扶養親族の人数や所得控除の内容によって非課税水準の基準が異なります。

### 【手続方法】

対象世帯からの申請が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、収入額が確認できる書類など必要書類を添えて、市役所へ郵送または直接提出してください。

申請書は市役所1階ロビーで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

### 【受付期間】

令和4年3月14日（月）から令和4年9月30日（金）まで

## 振り込め詐欺にご注意ください

給付金の支給にあたり、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合には、すぐに小松島市役所や最寄りの警察にご連絡ください。

